

意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

（案件名）

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例施行規則の改正

意見募集期間

令和5年12月6日～1月9日

問い合わせ先

企画調整局デジタル戦略部

電話 078-322-6247

1 意見募集期間

令和5年12月6日（水）～令和6年1月9日（火）

2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）
企画調整局デジタル戦略部 意見募集あて

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6199 企画調整局デジタル戦略部 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス: kobe_mynumber@office.city.kobe.lg.jp
件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

企画調整局デジタル戦略部
市役所1号館 11階
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の改正」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和6年3月下旬頃（予定）に掲載いたします。
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取り扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないととも、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正について

1. 改正の趣旨

神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例で、神戸市独自の事務において、マイナンバーを利用できる事務を定めています。規則では、条例で定めたマイナンバー利用事務において利用する具体的な特定個人情報を定めており、今回の規則改正では、新たな特定個人情報を追加する一部改正を行います。

国や他都市の市町村と情報連携が可能となることで、市民の方が手続きをするために必要であった添付書類の提出が不要となり、手続きの負担軽減が見込まれます。

2. 改正の概要

追加する情報の事務及び特定個人情報は下記の通りです。

○補装具費の支給

障害者自立支援給付の支給に関する情報

○福祉医療制度における医療費の助成

- ・高齢期移行者医療費助成

所得に関する情報、生活保護の実施に関する情報、加入している健康保険に関する情報、世帯主との続柄に関する住民票情報、公金受取口座情報、介護保険の資格認定情報

- ・こども医療費助成

所得に関する情報、生活保護の実施に関する情報、加入している健康保険に関する情報、世帯主との続柄に関する住民票情報、公金受取口座情報

- ・（高齢）重度障害者医療費助成

親子関係・婚姻等の続柄に関する戸籍情報、所得に関する情報、生活保護の実施に関する情報、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報、加入している健康保険に関する情報、世帯主との続柄に関する住民票情報、公金受取口座情報、特定医療費の支給に関する情報

- ・ひとり親家庭等医療費助成

親子関係・婚姻等の続柄に関する戸籍情報、所得に関する情報、生活保護の実施に関する情報、加入している健康保険に関する情報、世帯主との続柄に関する住民票情報、公金受取口座情報

なお、福祉医療の事務においては、今回の規則改正と同時に条例改正することによって、マイナンバーを利用できる事務に追加予定です。

3. 施行予定日

令和6年4月1日